市民会議の運営ルール グループ討議の結果とルール(案)

用語の定義

「会議」・・・・市民会議の全体会議およびテーマ別分科会等のすべての会議。

「参加者」・・・市民会議に参加している市民とサポートスタッフ。

「出席者」・・・市民会議参加者のうち当日の会議に出席している市民とサポートスタッフ。

下線部は、「たたき台」からの変更箇所です

1.日程調整等のルール

たたき台(想定される内容)	A グループ	Bグループ	Cグループ	Dグループ	ルール (案)
【A案】開催日時をルール化し、	【A案】	【A案】	【A案】	【A案】	(1)全体会議の開催日時はル
年間の開催日を一括して決め	・ただし最初の日程調整で絶対	・ 全体を決めて、3ヶ月ごと見	・ できるだけ多くの人の参加	・開催日時のルール化 賛成。	ール化し、年間の開催日を一括
る。例えば「毎月第3 曜日	ダメな日は避けてもらう。	直しをする。	をできるように。		して決める。(具体的な開催日
の 時から」などのように決		・ また、昼・夜については、交	・ 月ごとに固定の日を変える。		は第3回会議で協議の上決定
める。		互に日程の中に組み込む。	・ 火・水・木がよい。		する。)
【B案】日程を固定化せず、そ		・ A案を基本に上記で決めて	・ 昼間・夜間を固定しない。		また、テーマ別分科会の日程
の都度次回の開催日を決め		いただきたい。			は、参加者が個別に日程調整を
る。					<u>行って決定する</u> 。
・欠席者に対しては、会議の事	・欠席者に対しては会議の事		・ 期限をつけて意見を提出で	・ 事前に意見を述べる OK	(2)欠席者に対しては、 <u>事前</u>
前・事後に意見を述べること	前・事後に意見を述べること		きるようにする。	・ 事後に意見を述べる ダメ	<u>に</u> 意見を述べることができる
ができるように事務局が対応	ができるように事務局が対応			(意見ではなく感想ならば	ように事務局が対応する。 <u>ま</u>
する。また、欠席者はできる	する。			ОК)	<u>た、特に必要があれば、欠席者</u>
限り事前・事後に意見を述べ					<u>は事後に意見を述べることも</u>
るように努める。					<u>できる</u> 。

2 . 会議の基本ルール

たたき台(想定される内容)	A グループ	Bグループ	Cグループ	Dグループ	ルール (案)
・会議は、委員の主体的な参加	・会議は、市民と市の協働で運		・リードは当面必要。	・賛成。	(1)会議は、すべての参加者の
と自主的な運営により実施す	営する。				主体的な参加と自主的な運営に
る。					より実施する。
・会議の主宰者(会長)は、委	・会議の会長は設けず、議長役		・会長は立候補で。	・役割などが不明のため議論が	今後の運営状況の中で検討す
員の互選によって決定する。	を設けるが、固定しなくてよ			必要。	る。
	l I.				
・会議時間は厳守する(会議開	・会議時間は厳守する。	・ 会議時間は厳守する。(開始		・ 会議時間は <u>原則として</u> 会議	(2)会議の開始時間と終了時
始時間の5分前までには集		時間)		開始時間の5分前までには	<u>間</u> は厳守する。
合》		・ 終了時間も守ってほしい!		集合。	
		・ 具体的には始める時間を、例		・ 会議終了予定時間も厳守す	
		えば 13:30~16:30 とか。議		る。	
		論は3時間以内。			

・遅刻・欠席は事前に(前日ま	・遅刻・欠席は事前に(前日ま	・わかった時に必ず連絡する。	・遅刻・欠席は	事前に <u>原則とし</u> (3)遅刻・欠席は <u>原則として</u>
でに)事務局に連絡をする。	でに)事務局に連絡。		<u>て</u> 前日までに	事務局に連絡を <u>前日までに</u> 事務局に連絡をす
			する。	る。
・会議において政治・宗教・営	・会議において政治・宗教・営		・賛成。	(4)会議において政治・宗教・
利活動は行わない。	利活動は行わない。			営利活動は行わない。
・会議中は禁煙とする。	・会議中は禁煙。		・賛成。	(5)会議中は禁煙とする。
・会議中、携帯電話は電源を切	・会議中は携帯の電源を切るか、		・賛成。	(6)会議中、携帯電話は電源
るか、マナーモードにする。	マナーモード。			を切るか、マナーモードにする。

3 . 会議公開のルール

たたき台(想定される内容)	A グループ	Bグループ	Cグループ	Dグループ	ルール (案)
・会議は公開を原則とするが、	・公開を原則。ただし、個人情			・個人情報の内容を整理し、共	(1)会議は公開を原則とする。
個人情報の保護には留意す	報の保護には留意。			通理解をはかる必要あり。	ただし、参加者の氏名、住所等
る。					<u>の</u> 個人情報の保護には留意す
					る。
・会議の日程、場所等は箕面市	・会議の日程、場所等は市のホ			・賛成。	(2)会議の日程、場所等は箕
ホームページ等で事前に公開	ームページで事前に公開。				面市ホームページ等で事前に公
する。					開する。
・傍聴希望は原則として許可す	・傍聴希望は原則許可。傍聴者	・傍聴者に対してアンケートな	・傍聴の発言は場合によっては	・賛成。	(3)傍聴希望は原則として許
るが、傍聴者は会議において	も発言できる。	どで意見を記入してもらえば	O K (途中発言可)		可する。傍聴者は会議中には発
発言できないこととする。		どうか。阿部先生の意見の会			言できないこととするが、 <u>会議</u>
		議の最後に一括して受け付け			終了後等に意見を表明する機会
		る。			<u>を確保する</u> 。
・会議録は、委員の確認を経た	・会議禄は、委員の確認を経た			・賛成。	(4)会議録は、 <u>出席者</u> の確認
後、箕面市ホームページ等で	後、市ホームページで公開。				を経た後、箕面市ホームページ
公開する。					等で公開する。
・全体会議の会議録は、事務局	・全体会議の会議録は、事務局			・賛成。	(5)全体会議の会議録は事務
が作成する。また、テーマ別	が作成する。テーマ別分科会				局が作成する。また、テーマ別
分科会の議事録は、原則とし	の議事録は出席メンバーで作				分科会の議事録は <u>出席者</u> が作成
て出席委員が作成する。	成。				する。
・会議の発言内容を個人的に確	・録音する場合は事前に表明す			・公開する目的を明らかにした	(6)会議の内容を個人的に録
認する目的で行う録音は可能	る。第3者への公開は会議の			うえで許可をはかる。	音する場合は、事前にその目的
とするが、録音内容の第三者	許可を必要とする。				<u>を明らかにし、会議の許可を得</u>
への公開については会議の許					<u>て行うこととする。</u>
可を必要とする。					

4.発言のルール

たたき台(想定される内容)	A グループ	Bグループ	Cグループ	Dグループ	ルール (案)
・会議の運営においては、発言	・発言者が偏らず、すべての委	・資料どおり		・賛成。	(1)会議の運営においては、
者が偏らず、すべての委員が	員が公平な発言機会をもてる				発言者が偏らず、すべての <u>参加</u>
公平な発言機会をもてるよう	よう委員全員が配慮する。				<u>者</u> が公平な発言機会をもてるよ
委員全員が配慮する。					う <u>参加者</u> 全員が配慮する。
・議題に沿った内容で、手短に、	・議題に沿った内容で、手短に、	・同上	・発言が長くなる人には、議長	「活発な意見がでる雰囲気づく	(2)議題に沿った内容で、手
わかりやすく発言する。	わかりやすく。		が時間制限を加えることもあ	りに努める」と読み替える。	短に、わかりやすく発言する。
			る。		
・常に冷静な態度で議論を行い、	・常に冷静な態度で議論を行い、	・同上		・賛成。	(3) 他者の発言の否定や妨害
他者の発言の否定や妨害は行	他者の発言の否定・妨害は行				<u>は行わない</u> 。
わない。	わない。				
・「言いっぱなし」ではなく、意	・「言いっぱなし」ではなく、意	・同上		「活発な意見がでる雰囲気づく	(4) <u>意見の集約に向けて、活</u>
見の集約に向けた責任のある	見集約に向けた責任のある発			りに努める」と読み替える。	<u>発かつ建設的な意見が出るよう</u>
発言・議論を行う。	言。				な雰囲気づくりに努める。
・市民全体の視点を念頭におい	・市民全体の視点を念頭におい	・同上	・特定の地域や団体の立場に立	・賛成。	(5)特定の地域や団体の利害
た発言に努め、特定の地域や	た発言に努め、特定の地域や		ち尊重する発言はOK。		ではなく、市民全体の視点を念
団体の利益につながる発言は	団体の利益につながる発言は				頭においた発言に努める。
慎む。	慎む。				
・特定の個人や団体の批判・	・特定の個人や団体の批判・中	・同上		・賛成。	(6)特定の個人や団体の批判・
中傷は行わない。	傷はしない。				中傷は行わない。

5 . 合意形成のルール

о . H /m////// //					
たたき台(想定される内容)	A グループ	Bグループ	Cグループ	Dグループ	ルール (案)
【A案】合意形成は、出席者全	・ 議題によってはA案。	・ 基本的にはA案に賛成。ただ	・ B案。	・B案に賛成。	(1) <u>合意形成に当たっては、</u>
員の合意を原則とする。	・ 多数決をとる場合は2 / 3	し、欠席するときには自分の			出席者全員の合意が得られるよ
【B案】合意形成は、出席者の	の賛成。	意見を出すようにする。			う議論をつくすことを原則とす
過半数(あるいは 2/3 以上)		・ また、出来ないこともあるの			る。なお、出席者全員の合意が
の賛成によって決定する。		で全員をめざしながらも 2			どうしても得られない場合、出
		/ 3 以上を。			席者の2/3以上の賛成によっ
					<u>て決定することができる。</u>
・合意形成に当たっては、欠席			・ 欠席者の対応に注意する。	・賛成。	(2)合意形成に当たっては、
者から提出された意見に配慮			・ 欠席者の意見は票数に入れ		欠席者から提出された意見に配
する。			る。		慮する。
・合意形成に当たっては少数意	・ 少数意見も尊重し、必要な場			・賛成。	(3)合意形成に当たっては少
見も尊重し、必要な場合はそ	合は付記する。				数意見も尊重し、必要な場合は
れを付記することができる。					それを付記することができる。
・会議でいったん合意した内容	・会議でいったん合意した内容		・再度検討した結果の変更は可。	・尊重するという表現について	(4)会議でいったん合意した
は尊重する。	は尊重する。			は、もう少し重く。	内容は尊重する。

6.職員会館の利用ルール

たたき台(想定される内容)	Αグループ	Bグループ	Cグループ	Dグループ	ルール (案)
・職員会館を市民会議の活動拠			・事務局に申し込む(当日でも		(1)職員会館を市民会議の活
点とし、利用を希望する委員			可)。		動拠点とし、利用を希望する <u>参</u>
は、 日前までに事務局に申					加者は、 <u>事前に</u> 事務局に申し込
し込む。					む。
・職員会館の利用時間は、原則	・利用時間は平日 9 時から 17	職員会館の利用時間は、会議開			(2)職員会館の利用時間は、
として平日の9時から17時	時、それ以外は事務局と協議	催時間に準ずる。(それ以外			原則として平日の 9 時から <u>1 6</u>
の間とし、それ以外の時間帯	の上決定。	の・・・を削除)			<u>時45分</u> の間とし、それ以外の
の利用については事務局と協					時間帯の利用については事務局
議の上決定する。					と協議の上決定する。

その他の意見

たたき台(想定される内容)	A グループ	Bグループ	Cグループ	Dグループ	ルール (案)
		・ 会議に必要な情報・資料は市	・ 途中参加は可(今までの活動		
		の方で提供する。	を了承した上で)。		
		・ 市職員(サポートスタッフ)	・ 市民委員間での情報交換で		
		においても発言の必要なと	きる手段があれば。		
		きはきっちり発言する。	・ 一時保育付きで参加を募る。		
			(1歳半以上~)		